LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を求める意見書

一人ひとりの人間の性自認や性的指向は、実に多種多様であり、社会の中には異性愛者のほかにも、いわゆるLGBTと呼ばれる人々などの性的マイノリティもいる。性的マイノリティに対する差別を解消し、その人権を保障することは喫緊の課題である。

日本でも、平成16年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、平成27年4月には、文部科学省から「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通知が各都道府県・指定都市の教育委員会等へ出された。差別の解消に向けて、ようやく国や自治体が第一歩を踏み出したが、いまだ当事者の置かれた状況は厳しいものがある。就労や住宅への入居など、性別や性自認、性的指向を理由とした日常生活におけるあらゆる差別を無くし、生き方の多様性を認め合える社会にすることが求められているのである。

よって、本市議会は国に対し、LGBTなどの性的マイノリティへの理解と社会環境整備の促進を図るよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日

千葉県松戸市議会

内閣総理大臣

あて

総務大臣

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣官房長官

衆議院議長

参議院議長